

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
2	対象税目	（所得税：外、法人税：義）（国税 27） （法人住民税：義、法人事業税：義）（地方税 24） 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置について適用期間を3年間延長する。 《関係条項》 （所得税） ・租税特別措置法第10条の5の3 ・租税特別措置法施行令第5条の6の3 ・租税特別措置法施行規則第5条の10 （法人税） ・租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 ・租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 ・租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長
7	適用又は延長期間	3年間（平成29年度～31年度）
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生営業等の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体

			化)」(平成 24 年 10 月 26 日) ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。																																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること																																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。具体的には、平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額 DI の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額 DI を安定的に向上させることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進し経営基盤を強化することにより、消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。																																
9	有効性等	① 適用数等	○適用件数及び適用額 (単位：件、億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,293</td> <td>5,462</td> <td>5,676</td> <td>5,898</td> <td>6,129</td> <td>6,369</td> <td>6,619</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>45</td> <td>77</td> <td>80</td> <td>83.1</td> <td>86.4</td> <td>89.8</td> <td>93.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近 3 年分の対前年比の平均伸び率(3.9%)を算出し、平成 26 年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619	適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3								
	平成 25	26	27	28	29	30	31																												
適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619																												
適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3																												
		② 減収額	○減収額 (単位：億円) <p>※平成 25 年～平成 26 年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>30.1</td> <td>31.2</td> <td>32.4</td> <td>33.6</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2.3</td> <td>3.7</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>4.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙 1 参照</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9	法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5	法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
	平成 25	26	27	28	29	30	31																												
法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9																												
法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5																												
法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1																												

		<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》          ○達成目標の実現状況          中小商業・サービス業の平成 27 年度の売上高D Iは、本税制が導入される前の平成 25 年第 1 四半期のものと比べても上回っており、本措置が売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上高D Iの推移＞</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>売上高D Iの推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>H24 Q1</th> <th>H24 Q2</th> <th>H24 Q3</th> <th>H24 Q4</th> <th>H25 Q1</th> <th>H25 Q2</th> <th>H25 Q3</th> <th>H25 Q4</th> <th>H26 Q1</th> <th>H26 Q2</th> <th>H26 Q3</th> <th>H26 Q4</th> <th>H27 Q1</th> <th>H27 Q2</th> <th>H27 Q3</th> <th>H27 Q4</th> <th>H28 Q1</th> <th>H28 Q2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>-18</td> <td>-16</td> <td>-20</td> <td>-19</td> <td>-10</td> <td>-8</td> <td>-10</td> <td>-12</td> <td>-3</td> <td>-35</td> <td>-12</td> <td>-16</td> <td>-12</td> <td>-10</td> <td>-8</td> <td>-10</td> <td>-12</td> <td>-16</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>-30</td> <td>-27</td> <td>-32</td> <td>-29</td> <td>-24</td> <td>-23</td> <td>-23</td> <td>-22</td> <td>-20</td> <td>-38</td> <td>-28</td> <td>-28</td> <td>-27</td> <td>-26</td> <td>-22</td> <td>-22</td> <td>-27</td> <td>-28</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>-22</td> <td>-17</td> <td>-19</td> <td>-19</td> <td>-15</td> <td>-15</td> <td>-15</td> <td>-14</td> <td>-13</td> <td>-17</td> <td>-16</td> <td>-15</td> <td>-12</td> <td>-15</td> <td>-12</td> <td>-11</td> <td>-15</td> <td>-18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」）</p>	業種	H24 Q1	H24 Q2	H24 Q3	H24 Q4	H25 Q1	H25 Q2	H25 Q3	H25 Q4	H26 Q1	H26 Q2	H26 Q3	H26 Q4	H27 Q1	H27 Q2	H27 Q3	H27 Q4	H28 Q1	H28 Q2	卸売業	-18	-16	-20	-19	-10	-8	-10	-12	-3	-35	-12	-16	-12	-10	-8	-10	-12	-16	小売業	-30	-27	-32	-29	-24	-23	-23	-22	-20	-38	-28	-28	-27	-26	-22	-22	-27	-28	サービス業	-22	-17	-19	-19	-15	-15	-15	-14	-13	-17	-16	-15	-12	-15	-12	-11	-15	-18
業種	H24 Q1	H24 Q2	H24 Q3	H24 Q4	H25 Q1	H25 Q2	H25 Q3	H25 Q4	H26 Q1	H26 Q2	H26 Q3	H26 Q4	H27 Q1	H27 Q2	H27 Q3	H27 Q4	H28 Q1	H28 Q2																																																													
卸売業	-18	-16	-20	-19	-10	-8	-10	-12	-3	-35	-12	-16	-12	-10	-8	-10	-12	-16																																																													
小売業	-30	-27	-32	-29	-24	-23	-23	-22	-20	-38	-28	-28	-27	-26	-22	-22	-27	-28																																																													
サービス業	-22	-17	-19	-19	-15	-15	-15	-14	-13	-17	-16	-15	-12	-15	-12	-11	-15	-18																																																													
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》          本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。          なお、利用実績としては、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（小売業）や、食器洗浄機（飲食サービス業）、厨房機器（宿泊業）、最新の美容機器（美容業）を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>																																																																												
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受ける中小商業・サービス業を対象としており、また、対象設備は生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けた設備に限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、当該税制では、一定規模以上の機械・装置等の投資促進、生産性の向上を目的としている。          これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としている。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例</p>																																																																												

			措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月